寝屋川市屋外広告物条例による 屋外広告物のてびき



平成27年4月 平成30年3月変更

寝屋川市

目 次

1	屋外広告物の規制の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	屋外広告物とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	設置のルール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	禁止物件(掲出・設置できない物件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	禁止地域(掲出・設置できない場所)・・・・・・・・・・・・	5
6	許可区域(許可が必要な場所)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7	許可基準·····	7
8	表示制限物件(電柱等を利用する広告物)・・・・・・・・・・	14
9	許可申請手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
10	事前協議書類······	16
11	許可申請書類······	17
12	許可申請手数料·····	18
13	その他関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
14	規制を受けない広告物(適用除外)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
15	公共施設等への屋外広告物の掲出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
16	屋外広告業の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
17	その他の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
18	窓口一覧	26

1 屋外広告物の規制の必要性

看板、広告塔やネオンサインなどの屋外広告物は、ある面では情報の受け手にとって有益であり、まちを活気づけるものです。

しかし、無秩序に放置されると、屋外広告物が氾濫し、まちの美観や自然の 風致を損なうことになるため、周囲の景観と調和した広告物の掲出が要請され ることになります。特に平成16年の「景観法」成立後は、美しいまちなみと良 好な景観に対する国民の関心が非常に高まっています。

また、屋外広告物はその設置や管理が適正に行われないと、台風などの強風や地震などによって、通行人に危害を及ぼすことにもなりかねません。

さらに、屋外広告物そのものに対する規制とあわせて、屋外広告物の表示活動の大半を担う屋外広告業者に対する指導・育成も、安全で景観に調和した広告物を掲出する上で、不可欠になってきています。

寝屋川市では、このような趣旨から次の法令等により規制・指導を行っています。

- 屋外広告物法 (昭和24年6月3日制定)
- 大阪府屋外広告物条例 (昭和24年8月29日制定)
- 大阪府屋外広告物条例施行規則 (昭和49年3月31日制定)
- 寝屋川市屋外広告物条例 (平成 26 年 12 月 17 日制定・平成 27 年 4 月 1 日施行)
- 寝屋川市屋外広告物条例施行規則 (平成27年1月23日制定・同年4月1日施行)
- 寝屋川市屋外広告物条例に基づく許可区域、禁止区域並びに表示の方法の制限に係る区域及び広告物又は掲出物件の指定 (平成27年1月23日制定・同年4月1日施行)

ご注意

寝屋川市屋外広告物条例は、寝屋川市の区域で適用されます。 他の行政庁の区域では、寝屋川市と異なる基準で屋外広告物を規制していますので、ご注意ください。

2 屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示、設置される看板、立看板、貼り紙、広告塔、広告板、広告幕などの広告物をいいます。

このなかには商業広告など営利目的のものはもちろん、個人の名前や事務所・営業所名の表示、各種の行事、催物、集会等の案内など公衆に宣伝、広報するものも含まれます。

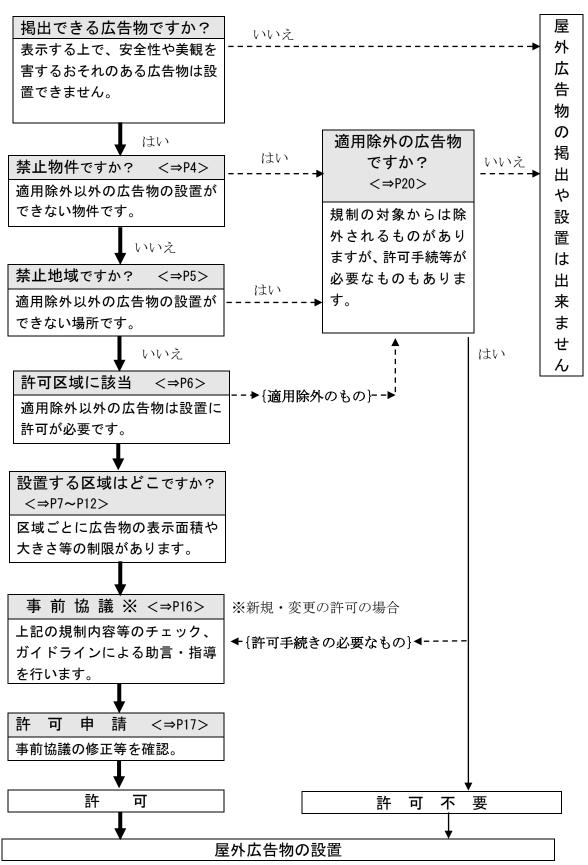
ただし、次のようなものは屋外広告物に該当しません。

- (1) 街頭で配布されるチラシなどの定着性のないもの
- ② 建築物や自動車の窓ガラス等の内側から貼られたもの
- ③ 駅、工場、野球場内等で、その構内に入る特定の人を対象とするもの
- ④ 単に光を発するもの(サーチライトなど)



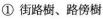
3 設置のルール

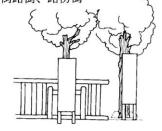
屋外広告物を適法に設置するためには、次の事項を確認の上、設置してください。



4 禁止物件(屋外広告物を掲出・設置できない物件)

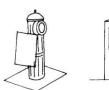
次の物件には、広告物の掲出ができません。(適用除外広告物<P20>を除く。)





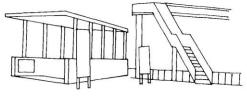
② 橋りょう、地下道の上屋

⑥ 消火栓、火災報知器





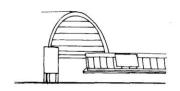
⑦ 郵便ポスト、電話ボックス



③ トンネル、高架構造物、道路の分離帯、 道路・鉄道の擁壁

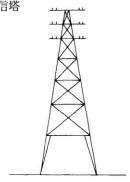


⑧ 送電塔、送受信塔

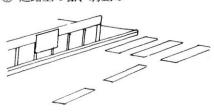




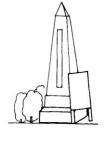
⑤ 道路上の栅、駒止め

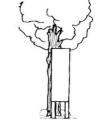


⑨ 形像、記念碑



⑩ 景観重要樹木





5 禁止地域(屋外広告物を掲出・設置できない場所)

禁止地域とは、良好な景観を形成し、または風致を維持することが特に強く要請される地域で、広告物を掲出することができません。(適用除外広告物〈P19〉を除く。)

- ① 都市計画法の規定による第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用 地域、生産緑地地区
- ② 都市計画法の規定による第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居 専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区のうち市長が指定する 地域又は場所
- ③ 寝屋川市景観条例に規定する景観重点地区のうち市長が指定する地域又は場所
- ④ 文化財保護法の規定による以下の地域等
 - (1) 重要文化財(建造物に限る)に指定された敷地
 - (2) (1)の周辺の地域で市長が指定するもの
 - (3) 史跡・名勝・天然記念物に指定または仮指定された地域 (高宮廃寺跡、神田天満宮のくすのき、春日神社のしいの社叢)
- ⑤ 大阪府文化財保護条例の規定による以下の地域等
 - (1) 大阪府指定有形文化財(建造物に限る)の敷地
 - (2) (1) の周辺の地域で市長が指定するもの
 - (3) 大阪府指定史跡、大阪府指定名勝、大阪府指定天然記念物に指定された地域
- ⑥ 寝屋川市文化財保護条例の規定による地域等
 - (1) 寝屋川市指定有形文化財(建造物に限る)の敷地
 - (2) (1) の周辺の地域で市長が指定するもの
 - (3) 寝屋川市指定史跡、寝屋川市指定名勝、寝屋川市指定天然記念物に指定された地域
- ⑦ 森林法の規定により保安林として指定された森林のある地域で市長が指 定する地域
- ⑧ 道路、鉄道又は軌道及びこれらに接続する地域で市長が指定するもの
- ⑨ 古墳、墓地
 - (石宝殿古墳、寝屋古墳、太秦高塚古墳、伝・秦河勝の墓)
- ⑩(1) 官公署、学校、図書館、博物館、音楽堂、公会堂、体育館、記念塔の 動地
 - (2) (1) の周辺の地域で市長が指定するもの

6 許可区域(屋外広告物の掲出・設置に許可が必要な場所)

市域全域が許可区域になります。(禁止地域を除く。)

① 重点制限区域

都市計画法の規定による第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域(※禁止地域を除く。)

② 制限緩和区域

都市計画法の規制による商業地域及び近隣商業地域(※禁止地域及び 指定区域を除く。)

③ 一般制限区域

禁止地域、指定区域、重点制限区域及び制限緩和区域を除く区域

4 指定区域

市内 4 駅周辺の区域(指定区域図参照 P9~P10)

※指定区域内及び指定区域に面する土地又は建築物に表示・掲出する屋 外広告物については、各指定区域の制限がかかります。

7 許可基準

1. 重点制限区域(第一種・第二種中高層住居専用地域 ※禁止地域を除く。)

1. 至示问权		一性中间但以为于内心线	☆赤丘地域で添く。/
広告物の形	/式・大きさ等	自家用広告物	自家用以外の広告物
	縦	建物の高さの 1/3 以内	
屋上広告物	横	建物の幅の範囲内	同左
建工 囚占初	表示面積の合 計	壁面の面積の 1/5 以内	问在
	縦	建物の高さの 1/3 以内	
壁面広告物	横	建物の幅の範囲内	同左
空间以古物	表示面積の合 計	壁面の面積の 1/5 以内	FI] ZL
	上端の高さ	取付壁面の高さ以下	
	突出幅	取付壁面から 1m以内	
突出広告物	道路への突出 し	不可	同左
	掲出個数	原則、1壁面につき1 個	
	上端の高さ	地上から 10m以内	地上から 5m以内
独立広告物	表示面積の合 計	20 ㎡以内	10 ㎡以内
工作物等	縦	高さの 1/2 以内	同左
(塀及び 柵)に設置 するもの	表示面積の合 計	見附面積の 1/10 以内	同左

[※]上記の他、共通基準があります(P13)。

2. 制限緩和区域(近隣商業地域、商業地域 ※禁止地域及び指定区域を除く。)

広告物の形	/式・大きさ等	自家用広告物	自家用以外の広告物
屋上広告物	縦	建物の高さの 2/3 以内	同左
崖工瓜百初	横	建物の幅の範囲内	问在
壁面広告物	縦	建物の高さの範囲内	同左
室 国 仏 古 初	横	建物の幅の範囲内	问在
	上端の高さ	取付壁面の高さ以下	
突出広告物	突出幅	取付壁面から 1.5m以 内	同左
	道路への突出 し	1m以内	
独立広告物	上端の高さ	地上から 15m以内	同左
工作物等 (塀及び 柵)に設置 するもの	縦	高さの範囲内	同左

[※]上記の他、共通基準があります(P13)。

3. 一般制限区域(禁止地域、指定区域、重点制限区域、制限緩和区域を除く 区域)

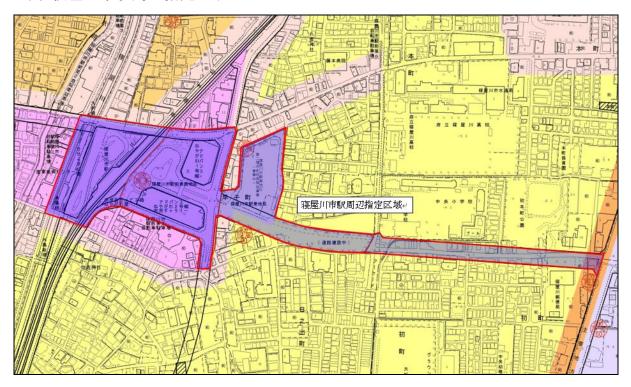
広告物の形式・大きさ等		自家用広告物	自家用以外の広告物
屋上広告物	縦	建物の高さの 1/3 以内	同左
崖工広古物 	横	建物の幅の範囲内	印在
段五大生物	縦	建物の高さの 2/3 以内	同左
壁面広告物	横	建物の幅の範囲内	印在
	上端の高さ	取付壁面の高さ以下	
突出広告物	突出幅	取付壁面から 1m以内	同左
关 山丛 日初	道路への突出 し	1m以内	凹在
	上端の高さ	地上から 15m以内	地上から 5m以内
独立広告物	表示面積の合 計	40 ㎡以内	20 ㎡以内
工作物等 (塀及び 柵)に設置 するもの	縦	高さの 1/2 以内	同左

[※]上記の他、共通基準があります(P13)。

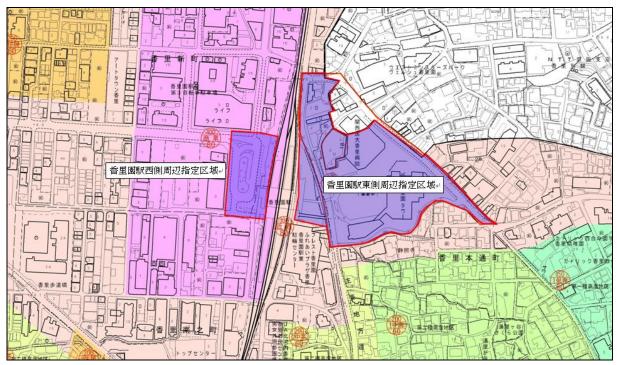
4. 指定区域

- 〇市内 4 駅周辺指定区域図
- ※指定区域内及び指定区域に面する土地又は建築物に表示・掲出する屋外広告物については、各指定区域の制限がかかります。

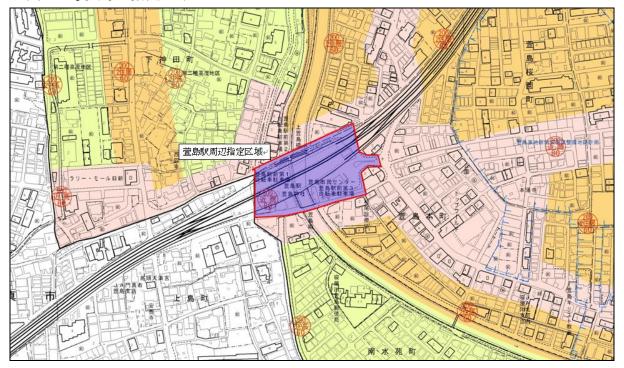
(1) 寝屋川市駅周辺指定区域



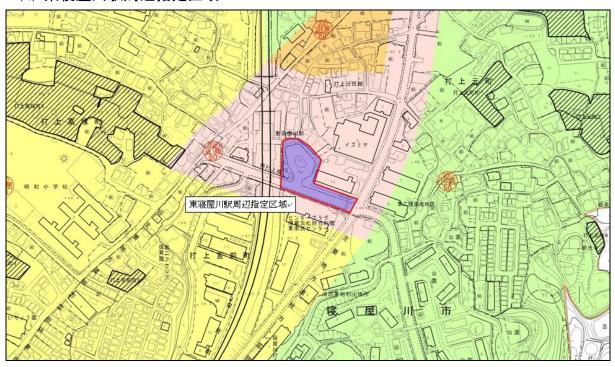
(2) 香里園駅西側及び東側周辺指定区域



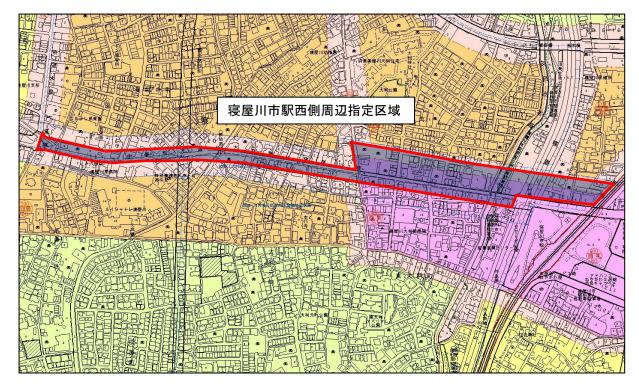
(3) 萱島駅周辺指定区域



(4) 東寝屋川駅周辺指定区域



(5)寝屋川市駅西側周辺指定区域



※指定区域内及び指定区域に面する土地又は建築物に表示・掲出する屋外広告物については、各指定区域の制限がかかります。

〇指定区域許可基準

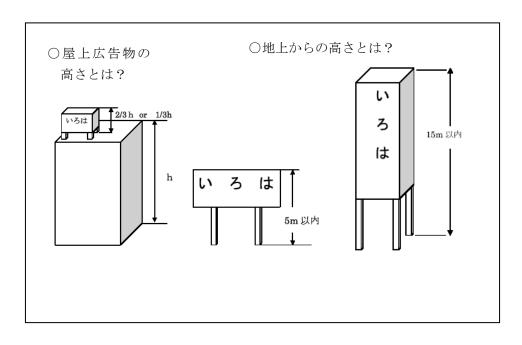
O指定区域計	7 坐十	Π					1
	区分	寝屋川市駅周	寝屋川市駅西側周	香里園 駅西側	香里園 駅東側	萱島駅	東寝屋川駅周
広告物の		辺指定	辺指定区	周辺指	周辺指	周辺指	辺指定
形式・大きさ等		区域	│ │域	定区域	定区域	定区域	区域
縦			<u> </u>	, _ , , ,		」 の高さの「	
	横	建築	物の幅の範囲	 囲内	建築物の幅の範囲内		
屋上広告物	表示面積 の合計	壁面0	の面積の 1/5	以内	壁面の	面積の 1/	/5 以内
	掲出個数		原則、	1 建築物	L につき 1 ·	 個	
	縦	建築物	の高さの 1/	3 以内	建築物の	の高さの	1/5 以内
│ │ 壁面広告物	横	建築	物の幅の範	 	建築物	勿の幅の筆	施囲内
至岡四日初	表示面積 の合計	壁面0	の面積の 1/5	以内	壁面の	面積の 1/	/5 以内
	上端の高	取付	壁面の高さり	以下	取付氫	壁面の高る	さ以下
	突出幅	取付品	壁面から 1m	以内	取付壁	面から1	m以内
突出広告物	道路への 突出し				不可		
	掲出個数	原則、1壁面につき2個以内			原則、1壁面につき1個 以内		
独立広告物	上端の高	地上から最上端までの距離は、10 メートル以内					
※自家用	表示面積 の合計	表示面積の合計は、20 平方メートル以内					
※上欄以外	上端の高 さ	地上	から最上端	までの距離	誰は、5 メ	リートルド	人内
次 工 / I I I I I I I I I I I I I I I I I I	表示面積 の合計	₹	長示面積の合	·計は、10	平方メー	トル以内	
工作物等(塀	縦		工作物等	の高さの	2分の1	以内	
及び柵) に設 置するもの	表示面積 の合計	表示	表示される工作物等の見附			付面積の 10 分の 1 以内	
色彩基準 (規制対象	彩度		赤(R)、黄	赤(YR) その他:)、黄(Y):6超 4超		
色)	明度			3 未溢	茜		
※自然素材 の色彩は除 く。	使用面積		東色の使用面 :30/100 以			象色の使月 : 20/100	

[※]上記の他、共通基準があります(⇒P13)。

5. その他の共通基準等

- ①蛍光、発光、反射を伴う塗料又は材料を用いていないこと。
- ②壁面広告物については、開口部を塞ぐ形態のもの又は開口部の前面に設けられるものでないこと。
- ③重点制限区域内にあっては、光源が露出し、若しくは点滅するもの又は映像 装置若しくはこれに類するものを使用しないこと。

高さ・距離とは



8 表示制限物件(電柱や停留所標識を利用する広告物)

電柱や停留所標識は、広告物の表示方法が制限される物件であり、これらを 利用する場合、次の規制がかかります。禁止地域内や許可区域内で電柱等に広 告物を掲出しようとする場合は、この規制内容が許可基準となります。

(適用除外広告物〈P19〉を除く。)

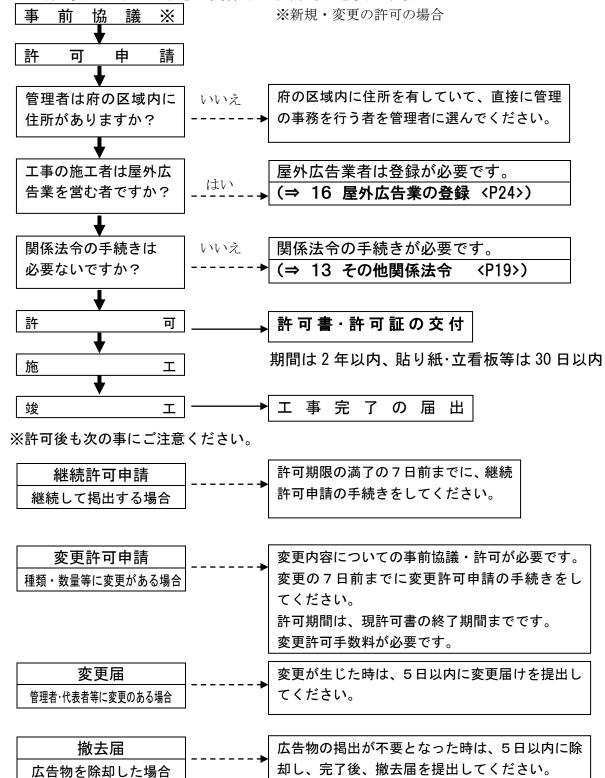
	電柱を利用で	停留所標能を	
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	利用する広告物等
大きさ	•縦−1.2 m以内(a) •横−0.45m以内(b)	・縦-1.5 m以内(a) ・横-電柱の円周の範囲内(b)	・縦-0.45 m以内(a) ・横-0.45 m以内(b)
掲出位置	・地上から最下端 までの距離 -4.5 m以上(a) (歩道上 -3.0m以上) ・電柱との間隔 -0.15m以内(b)	・地上から最下端 までの距離 -1.2 m以上(a)	・地上から最下端 までの距離 -0.7 m以上(a)
掲出数	電柱1本につき1個	電柱1本につき1個 (道路標識を掲出している電柱 には、掲出してはならない。 ただし、道路標識の効用を妨げ ない場合はその限りでない。)	道路等の進行方向面に掲出しないこと。
色彩等		物等にあっては白色又は白以外のにあっては赤色、黄色その他これでの制限	

9 許可申請手続き

許可区域で屋外許可広告物を掲出するには、市長の許可が必要です。

● 自家用広告物で合計7㎡を超える広告物は、許可が必要です。

(自家用以外は大きさに関係なく、許可が必要です。)



10 事前協議書類

許可申請(新規·変更)の前に事前協議書を市の窓口に提出しなければなりません。

種別	添付書類	摘 要
	現況カラー写真	設置場所がすべてわかるもので、現況を撮影したもの
	付近見取図	主要道路等を明示したもの
	配置図	
屋外広告物	図面関係	
設置等事前	平面図	建築物・広告物の両方を含んでいるもので、それぞれ
協議書	一一世四	の位置関係がわかるもの
加克	立面図	建築物・広告物の両方を含んでいるもの
	意匠図	着色したもの
	その他の図面	必要に応じ市長が必要と認める図面
	委任状	申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合

- ※協議書の部数は2部(正・副)提出のこと。
- ※屋外広告物設置等事前協議書は、寝屋川市のHPからダウンロードできます。

http://www.city.neyagawa.osaka.jp/

(寝屋川市 → 産業・事業者情報 → 建築・開発 → 屋外広告物)

11 許可申請書類

屋外広告物の許可申請書は、市の窓口に提出しなければなりません。

現況カラー写真	種別	添付書類	摘 要
配置図 図面関係 建築物・広告物の両方を含んでいるもので、それぞれの位置関係がわかるもの 立面図 建築物・広告物の両方を含んでいるもの 意匠図 着色したもの 精造図 広告物の両方を含んでいるもの 意匠図 着色したもの 横造図 広告物の両方を含んでいるもの 正線図 広告物の両方を含んでいるもの 正線図 広告物の両方を含んでいるもの 正統図 広告物に表が必要と認める図面 委任状 道路等占用許可書(写) 突出広告等で、道路等の上空を占用する場合 広告物の設置場所が書者以外の所有または管理に 属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要 表記 表記 表記 表記 表記 表記 表記 表		現況カラー写真	設置場所がすべてわかるもので、現況を撮影したもの
図面関係		付近見取図	主要道路等を明示したもの
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		配置図	
新規許可申請書 中間図		図面関係	
並立面図 立面図 遠座図 着色したもの 構造図 記線図 広告物の両方を含んでいるもの 積造図 記線図 広告物自体に電気設備を使用する場合 その他の図面 委任状 道路等占用許可書(写) 突出広告等で、道路等の上空を占用する場合 広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要 その他の書類		平面図	
意匠図 着色したもの 接送図 建築物・広告物の両方を含んでいるもの 配線図 広告物自体に電気設備を使用する場合 その他の図面 必要に応じ市長が必要と認める図面 委任状 道路等占用許可書(写) 突出広告等で、道路等の上空を占用する場合 広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要 表で表して、			
構造図 建築物・広告物の両方を含んでいるもの 配線図 広告物自体に電気設備を使用する場合 その他の図面 必要に応じ市長が必要と認める図面 要任状 申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合 広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要 変更となる広告表示面がすべてわかるもので、現況を撮影したもの (新規許可申請添付書類参照) 東西内容がわかる書類 (新規許可申請添付書類参照) 申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合 に告表示面がすべてわかるもので、現況を撮影したもの 自主点検結果報告書 高さが4mを超える広告物の場合必要 ※点検者については資格要件があります。 高さが4mを超える広告物の場合必要 ※点検者の資格証(写) 自主点検結果報告書が必要な場合のみ 申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合 付近見取図 主要道路等を明示したもの 配置図 道路占用許可書(写) 突出広告等で、道路等の上空を占用する場合 広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要			
配線図	新規許可		
その他の図面 必要に応じ市長が必要と認める図面 委任状 申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合 空出広告等で、道路等の上空を占用する場合 広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要 で更の内容がわかる書類 変更となる広告表示面がすべてわかるもので、現況を撮影したもの 申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合 (新規許可申請添付書類参照) 申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合 現況カラー写真 広告表示面がすべてわかるもので、現況を撮影したもの 自主点検結果報告書 ※点検者については資格要件があります。 ※点検者の資格証(写) 自主点検結果報告書が必要な場合のみ 季任状 申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合 大近見取図 主要道路等を明示したもの 配置図 道路占用許可書(写) 突出広告等で、道路等の上空を占用する場合 広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要	申請書		
要任状 申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 2 3 2 3 3 4 3 3 3 3			
道路等占用許可書(写) 突出広告等で、道路等の上空を占用する場合 広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要 現況カラー写真 変更となる広告表示面がすべてわかるもので、現況を撮影したもの 変更の内容がわかる書類 (新規許可申請添付書類参照) 申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合 日主点検結果報告書 ※点検者の資格証(写) 自主点検結果報告書が必要な場合のみ 自主点検結果報告書が必要な場合のみ を任状 申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合 で、検討を関係を明示したもの を任状 申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合 で、検討を関係を明示したもの を任状 申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合 で、道路等の上空を占用する場合 正置図 道路占用許可書(写) 突出広告等で、道路等の上空を占用する場合 広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要			
広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要 初況カラー写真 変更となる広告表示面がすべてわかるもので、現況を撮影したもの変更の内容がわかる書類 (新規許可申請添付書類参照) 要任状 申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合 現況カラー写真 広告表示面がすべてわかるもので、現況を撮影したもの自主点検結果報告書 ※点検者については資格要件があります。※点検者の資格証(写)自主点検結果報告書が必要な場合のみ要が、点検者の資格証(写)申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合 を任状 申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合 は近見取図 主要道路等を明示したもの配置図 道路占用許可書(写) 突出広告等で、道路等の上空を占用する場合 広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要			
展する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要 その他の書類			
### ある場合は不要 その他の書類 現況カラー写真 変更となる広告表示面がすべてわかるもので、現況を撮影したもの 変更の内容がわかる書類 (新規許可申請添付書類参照) 申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合 現況カラー写真 広告表示面がすべてわかるもので、現況を撮影したもの 自主点検結果報告書 ※点検者については資格要件があります。 ※点検者については資格要は表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表		承諾書	
変更許可申請書 現況カラー写真 変更となる広告表示面がすべてわかるもので、現況を撮影したもの 変更の内容がわかる書類 (新規許可申請添付書類参照) 申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合 現況カラー写真 広告表示面がすべてわかるもので、現況を撮影したもの 高さが 4mを超える広告物の場合必要 ※点検者については資格要件があります。 ※点検者の資格証(写) 自主点検結果報告書が必要な場合のみ 要任状 申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合 付近見取図 主要道路等を明示したもの 配置図 道路占用許可書(写) 突出広告等で、道路等の上空を占用する場合 広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要			
変更許可申請書		その他の書類	
変更許可申請書			
変更許可申請書		│ │ 現況カラー写真	
要任状 申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合			
現況カラー写真 広告表示面がすべてわかるもので、現況を撮影したもの 高さが 4mを超える広告物の場合必要 ※点検者については資格要件があります。 ※点検者の資格証(写) 自主点検結果報告書が必要な場合のみ 委任状 申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合 付近見取図 主要道路等を明示したもの 配置図 道路占用許可書(写) 突出広告等で、道路等の上空を占用する場合 広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に 属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要	甲請書		
自主点検結果報告書 高さが 4mを超える広告物の場合必要 ※点検者については資格要件があります。 ※点検者の資格証(写) 自主点検結果報告書が必要な場合のみ 委任状 申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合 主要道路等を明示したもの 配置図 道路占用許可書(写) 突出広告等で、道路等の上空を占用する場合 広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に 属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要		委仕状	申請者か当該申請手続きを代埋人に委任する場合
自主点検結果報告書 高さが 4mを超える広告物の場合必要 ※点検者については資格要件があります。 ※点検者の資格証(写) 自主点検結果報告書が必要な場合のみ 委任状 申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合 主要道路等を明示したもの 配置図 道路占用許可書(写) 突出広告等で、道路等の上空を占用する場合 広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に 属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要		<u> </u>	
経続許可		現況カラー写真	広告表示面がすべてわかるもので、現況を撮影したもの
※点検者については資格要件があります。 ※点検者の資格証(写) 自主点検結果報告書が必要な場合のみ 委任状 申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合 付近見取図 主要道路等を明示したもの 配置図 道路占用許可書(写) 突出広告等で、道路等の上空を占用する場合 広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に 属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要		白主占給結里報告書	
継続許可申請書委任状申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合付近見取図主要道路等を明示したもの配置図道路占用許可書(写)突出広告等で、道路等の上空を占用する場合広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要			
検が通知図 主要道路等を明示したもの 記置図 道路占用許可書(写) 突出広告等で、道路等の上空を占用する場合 広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に		※点検者の資格証(写)	自主点検結果報告書が必要な場合のみ
中請書 配置図 道路占用許可書(写) 突出広告等で、道路等の上空を占用する場合 広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に		委任状	申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合
申請書 配置図 道路占用許可書(写) 突出広告等で、道路等の上空を占用する場合 広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要	継続許可	付近見取図	主要道路等を明示したもの
広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に 承諾書 属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印の ある場合は不要		配置図	
承諾書 属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印の ある場合は不要		道路占用許可書 (写)	突出広告等で、道路等の上空を占用する場合
その他の書類		承諾書	属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印の
		その他の書類	

- ※申請部数は2部(正・副)提出のこと。
- ※許可申請書様式は、寝屋川市のHPからダウンロードできます。

http://www.city.neyagawa.osaka.jp/

(寝屋川市 → 産業・事業者情報 → 建築・開発 → 屋外広告物)

12 許可申請手数料

屋外広告物の許可を受けるには、種類や面積に応じた許可申請手数料が必要です。

区	分	単 位	手数料の額
アドバルーン		1個	650円
広告幕		1 +/-	350円
立看板		1枚	200円
はり紙又ははり札		100 枚	250円
広告塔又は広告板	2 ㎡未満のもの		450円
(広告塔、広告板、	2㎡以上5㎡以下のもの		1,000円
建物その他の工作	5㎡を超えるもの	1 件	1,000 円に 5 ㎡を超える
物等に掲出され、又		' IT	面積が 5 ㎡までごとに
は表示された広告			1,000 円を加算した額
物を含む。)			

[※] はり紙又ははり札の枚数計算は、100枚に満たない端数を100枚とします。

[※] 手数料について、市の窓口では現金又は普通為替、定額小為替で納めてい ただきます。

13 その他関係法令

屋外広告物を掲出するにあたっては、屋外広告物条例のほかに次のような関係法令の手続きが必要です。

事項	必要な許可等の種類 (根拠法令)	お問い合わせ先
突出看板等を道路上空へ掲出する場合	道路占用許可 (道路法)	·国道事務所(主要国道) ·土木事務所(府道、一部国道) ·寝屋川市道路交通課(市道)
突出看板等を道路上空へ掲出す る場合、道路上で工事または作 業する場合	道路使用許可 (道路交通法)	寝屋川警察署
工作物自体の高さが4mを超える物件を設置する場合	工作物確認 (建築基準法)	・特定行政庁 (寝屋川市まちづくり指導 課) ・指定確認検査機関
設備容量 2 キロボルトアンペア 以上のネオン管灯設備を設置す る場合	ネオン管灯設備設置の届出 (消防法)	寝屋川消防署
アドバルーンを掲出する場合	水素ガスを充てんする気球の設置届 (消防法)	寝屋川消防署
	許可又は届出 (航空法)	大阪航空局 - 大阪空港事務所 - 八尾空港事務所 - 関西空港事務所
寝屋川市総合設計制度を適用す る建築物に広告物を設置する場 合	総合設計許可 (建築基準法)	・特定行政庁 (寝屋川市まちづくり指導 課)
景観条例等で広告物の規制があ る場合	届出等	寝屋川市まちづくり指導課

14 規制を受けない広告物(適用除外)

社会生活を営む上で必要性の高い広告物は、各種の規制(禁止物件、禁止地域、許可区域、表示方法等の制限区域、表示方法等の制限物件)の適用が全部又は一部除外されます。(条例第9条、第12条)

広告物の種類	条	除外の内容	面積・大きさ	掲出位置	その他
	項				
	号 9条				
(1) 他の法令の規定により表示・設置するもの	9 1 1 月 日 日 日 日	許可不要			
(2) 道先案内図その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示・設置するもの	9条 1項 3号	除外内容			面積が 40 ㎡を超えるものは、届出が必要
(3) 自家用広告物で、その表示面積が7㎡を 超えないもの	9条 1項 4号	・禁止物件 ・禁止地域 ・許可区域			
(4) 冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	9条 1項 5号	・表示方法等の 制限区域 ・表示方法等の			
(5) 講演会、展覧会、音楽会その他これらに 類する催物のためその会場の敷地内に表示 するもの	9条 1項 6号	制限物件			
(6) 自己の管理する土地又は物件に当該土地 又は物件の必要に基づき表示する広告物又 は掲出物件 危険に対する注意を促す看板など、 自己の管理する土地・物件に管理上 の必要に基づき表示するもの	9条 3項 1号	_ ** . = ** . = ** .	7 ㎡以内	地上から 最上端ま で5m以内	
(7) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物又は掲出物件 公共上必要な施設・物件に寄贈者名 などを表示する広告物	9条3項2号	許可不要 除外内容 ・禁止地域 ・許可区域 ・表示方法等の	・0.5 m以内 ・表示方向から見て当 該施設等の外郭線 内を一平面とみな した場合の平面 20 分の1以内		
(8) (6)(7)以外の営利を目的としない広告物又は掲出物件 政治団体、自治会などの非営利団 体が営利を目的としない行事や集 会などを周知するために掲出す る広告物	9条 3項 3号	制限区域	(1)貼り紙、貼り札 縦 1.2m以内 横 0.8m以内 (2)立看板 縦 2.0m以内 (脚部を含む) 横 1.5m以内		明示事項 ・設置者又は管理者の 氏名、名称及び連絡先 ・表示期間の始期終期
(9) 自家用広告物で、都市計画法第11条第1 項第5号及び第6号に規定する施設を利用 するもの又は当該施設内にあるもの 学校・図書館などの教育文化施設、 病院・保育所などの医療施設や社 会福祉施設に表示する自家用広 告物	9条 4項 1号	許可必要 除外内容 ・禁止地域		7 ページ参照 (重点制限区均	
(10) 電柱又は停留所標識を利用する広告物 (※表示方法等の制限区域の適用は受け ません)	9条 4項 2号			13 ページ参照	Ę
(11) 道先案内図その他公衆の利便に供する広告物又は掲出物件 学校や病院など多数の人々が利用 する施設への案内板や誘導広告物	9条 4項 3号	許可必要 除外内容 ・禁止地域 ・表示方法等の 制限区域	5 ㎡以内	地上から 最上端ま で5m以内	掲出個数は2個まで
(12) 規則で定めるはり紙、はり札又は立看板 であって、掲出期間が30日を超えないもの	12 条 1項	許可不要 除外内容 ・許可区域	縦 1.2m以内 縦 横 0.8m以内 (近看板 : 2.0m以内 :脚部を含む) i 1.5m以内 を含む)	明示事項 ・設置者又は管理者の氏名、名称及び連絡先・表示期間の始期終期(30日以内)

自家用広告物とは・・・

- ・自己の事業または営業を表示し
- ・自己の事業所、営業所等に掲出されているもの

各事業所等における自家用広告物の表示内容は、次のようなものをいいます。

- ① 生産を行うことを目的とする事業所
 - 当該事業所の名称
 - 当該事業所で生産される製品名
- ② 営業、販売を行うことを目的とする事業所
 - 当該営業所の名称
 - 当該営業所の主たる販売品目
 - ・当該営業所の主たる販売活動の対象物
- ③ 事業の管理を行うことを目的とする事業所
 - 当該事業所の名称
 - ・同一人又は同一法人の他の事業所で生産される製品のうち主たるもの
- ④ 娯楽、その他のサービスの提供を目的とする営業所
 - 当該営業所の名称
 - ・当該サービスの内容
- ⑤ 倉庫、車庫、寮等の付随的な活動を行うことを目的とする施設
 - 当該施設の名称

15 公共施設等への屋外広告物の掲出

- ■次に掲げる広告物等で関係行政機関で定める取扱方針に基づくものは、各種の規制(禁止物件、禁止地域、許可区域、表示方法等の制限区域)の適用が除外され、市長の許可を得たうえで公共施設等への掲出が可能となります。
 - ①以下の【**活動主体**】が行う**【地域における公共的な取組み**】に要する費用 に充てるための広告物等

【活動主体】

〇自治会

〇商店街振興組合

〇特定非営利活動法人

〇公共交通事業者

〇公共団体

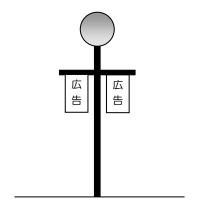
〇その他地域の活動主体

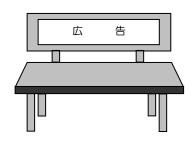
【地域における公共的な取組み】

- 〇道路の清掃・美化活動 〇街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理
- ○公共団体と地域住民等が一体となって開催する催物
- 〇道路環境の向上その他営利を主たる目的としない事業又は活動で、道路 の通行者又は利用者の利便性の向上、地域の活性化、にぎわいの創出等 に寄与するもの
- 〇防犯等地域における公共的な取組み
- ②【寝屋川市又は大阪府】が、【その管理する道路の維持、修繕その他の管理】に要する費用に充てるため、【広告主との契約に基づき】掲出する広告物等

(禁止物件である) 街灯への広告掲出例

(禁止地域にある) ベンチへの広告掲出例





■留意事項

交通安全、道路環境、景観、まちづくり等の観点から関係行政機関が協議して定める取扱方針に基づく必要があります。

取扱方針に基づかないものは市長の許可を得ることができません。

- ■以下の点でその他の許可と異なりますのでご注意ください。
 - 〇許可申請時に次の書類の添付が必要です。
 - ①に該当する広告物【地域における公共的な取組みの内容及び資金計画を 記載した書類】
 - ②に該当する広告物【広告料収入を道路の管理に要する費用等に充てることに広告主が賛同する旨を記載した書面】
 - 〇許可期間は【1年以内(催物についてはその催物の期間等)】です。
 - ○広告物等の見やすい箇所に【①**又は②に該当する広告物である旨**】を明記しなければなりません。
 - ○許可期間満了後に【事業報告書】の提出が必要です。

16 屋外広告業の登録

屋外広告業を営もうとする方は、大阪府知事の登録を受けなければなりません。

■登録の有効期間・手数料

登録の有効期間は 5 年間です。継続して営業する場合は、更新の登録が必要です。なお、登録手続きには登録手数料(大阪府証紙1万円)が必要です。

■登録が必要な場合

寝屋川市屋外広告物条例が適用される区域内に営業所を有しているか否かにかかわらず、業として広告物の表示又は掲出物件の設置の工事等を行おうとする場合は登録が必要です。

屋外広告業とは・・・

屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。

したがって、広告代理業や単に広告物の印刷、製作等を行うだけでは、屋外広告業には 当たりません。

■業務主任者の選任

登録を受けようとする方は、営業所ごとに以下のいずれかを満たす者を業務 主任者として選任しなければなりません。

- ① 登録試験機関の行う試験に合格した者(屋外広告士を含む)
- ② 都道府県や政令指定都市、中核市が行う講習会の課程を修了した者
- ③ 広告美術仕上げに関する準則訓練修了者、職業訓練指導員免許取得者、技能検定合格者

■登録申請(届出)先

登録申請をする場合は、大阪府建築企画課までお問い合わせください。 また、政令指定都市(大阪市・堺市)や中核市(高槻市・東大阪市・枚方市)において屋外広告業を営もうとする方は、次の担当課までお問い合わせください。

É	自治体	ķ	担当課	所在地	連絡先
大	阪	府	建築企画課	大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 27 階	06-6941-0351
大	阪	市	路政担当	大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 13 階	06-6615-6687
堺		市	都市計画課	堺市堺区南瓦町3番1号	072-228-8398
高	槻	市	都市政策室	高槻市桃園町 2-1	072-674-7552
東	大 阪	市	都市づくり課	東大阪市荒本 1-1-1	06-4309-3213
枚	方	市	都市整備推進室	枚方市大垣内町 2-1-20	072-841-1478

17 その他の注意事項

■管理義務

広告物の設置者や管理者は、公衆に対する危害の発生防止のため、広告物の 補修その他必要な管理を怠らないようにしなければなりません。

なお、高さ 4mを超える広告物の継続許可申請の際には、「屋外広告物自主点 検結果報告書」の提出が必要です。

■除却義務

許可期間、掲出期間が満了したときは、5日以内に広告物又はこれを掲出する物件を除却しなければなりません。

■違反広告物に対する措置

条例に違反した広告物については、その表示者や設置者、管理者に改修、移 転、除却等の措置を命じることがあります。

また、これに応じないときは、違反者の氏名公表や強制的に除却することもあります。

■広告主の義務等

広告物の掲出を依頼した広告主にも、違反掲出を防止する義務があります。 その義務に違反したときは、会社名等を公表することがあります。

■罰則

条例に違反した場合には、30万円または20万円以下の罰金などに処せられることがあります。

また、違反行為を行った行為者だけではなく、雇用主や掲出を指示した者に対しても罰則の規定が適用されます。

きれいな街をみんなの手で

道路などの公共施設には、はり紙や立看板などが条例に違反して掲出されていることがあります。

近年、行政からの委任を受けた市民ボランティアが、これらの違反広告物を迅速に撤去する制度が府内各地で広がってきています。

まちの良好な景観や安全性を確保するため、事業者や市民の方々のご理解とご協力をお願いいたします。

屋外広告物条例の罰則

規 定 概 要	規定条項	罰則条項	罰則
・禁止地域において広告物等の表示、設置した者	第5条 第1項	第 32 条	
・禁止物件において広告物等の表示、設置した者	第6条 第1項	第1号	
・許可区域において許可を受けずに広告物等の表示、設置を	第12条		30 万円
した者	第1項	第 32 条	以下の
・継続許可を受けず期間満了後も広告物等を表示、設置をし	第 14 条	第2号	罰金
ている者	第1項		
・許可を受けず広告物等の内容変更(改造、移転を含む。)を	第13条	第 32 条	
した者	第1項	第3号	
命令に違反した者	第 21 条	第 32 条	
	第1項	第4号	
・許可条件に違反した者	第12条	第 33 条	
	第5項	第1号	20 万円
・許可を受けた者で変更届を出さない者	第13条	生 00 友	
- 計判で文けた日で変更曲で山ではい日	第3項	第 33 条	以下の
・許可を受けた者で工事完了届を出さない者	第16条	第2号	罰金
・虚偽の報告又は虚偽の答弁をした者	第 30 条	第 33 条	
	第1項	第3号	

[※]規制の適用を受けない広告物(適用除外)があることに注意してください。

18 窓口一覧

- ■許可申請の提出先寝屋川市まちづくり指導課
- ■屋外広告業の登録(注)は、大阪府建築企画課で行っています。 (注)平成19年1月から登録制度になっています。 P24 「屋外広告業の登録」参照
- ■違法広告物の除却事務担当課 (貼り紙、貼り札、広告旗、立看板等の簡易広告物に限ります。) 寝屋川市道路交通課



発行/平成27年4月 寝屋川市まち政策部 まちづくり指導課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号 Tel 072-824-1181 寝屋川市ホームページ http://www.city.neyagawa.osaka.jp/